

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00016 沿革 (略) 平成25年12月18日 一部改正</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(包括保険の保険申込みの遅滞等の取扱い)</p> <p>第17条 貿易代金貸付保険包括保険 (2年以上) 特約書及び貿易代金貸付保険包括保険 (2年未満) 特約書 (以下「包括特約書」という。) に規定する保険の申込みの遅滞の起算日は、<u>原則として貸付契約に基づく第1回貸出実行の前日</u>とする。</p> <p>第18条～第22条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年1月1日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00016 沿革 (略)</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(包括保険の保険申込みの遅滞等の取扱い)</p> <p>第17条 貿易代金貸付保険包括保険 (2年以上) 特約書及び貿易代金貸付保険包括保険 (2年未満) 特約書 (以下「包括特約書」という。) に規定する保険の申込みの遅滞の起算日は、<u>貸付契約に基づく第1回貸出実行条件が充足した日</u>とする。</p> <p>第18条～第22条 (略)</p>	